

竹原市民生都市建設委員会

平成29年9月7日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第43号 市道路線の認定について
- 2 議案第45号 竹原市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第49号 平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第50号 平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査（調査）について

(平成29年9月7日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	欠 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	住 田 昭 徳
議会事務局係長	矢 口 尚 士
議会事務局主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
市 民 課 長	森 重 美 紀
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
建 設 課 長	大 田 哲 也

午前9時51分 開会

委員長（宮原忠行君） それでは、皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げたいと思います。

本日、宇野委員より通院加療のため欠席届が提出され、これを受理しておりますので、まず最初に御報告をさせていただきます。

それから、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、付託案件の審査を2回に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑、その後、委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めましておはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第43号市道路線の認定について外3議案、計4議案について説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、市民生活部提出議案である議案第49号、福祉部提出議案である議案第50号、建設部提出議案である議案第43号、議案第45号の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第49号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第49号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

今回の国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、平成28年度の療養給付費等の精算に伴い、国庫支出金等を返還するために必要となる経費を歳出予算に計上するものです。

市民生活部の議案等補足説明資料1の1ページをお開きください。

まず、歳入であります。繰入金において409万円を減額、繰越金において2,663万円を増額するものです。

次に、歳出であります。諸支出金において過年度返還金2,254万円を増額するものです。

内容につきまして、1の2ページから1の3ページにより御説明いたします。

まず、歳入であります。①の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため409万円を減額するものです。②の前年度繰越金につきましては、平成28年度国民健康保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため2,663万円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

①の過年度返還金の療養給付費等負担金分につきましては、平成28年度療養給付費等負担金について、事業精算に伴い超過額が発生したため、返還金1,469万3,000円を増額するものです。理由としましては、療養給付費等負担金は当該年度に国が示す伸び率等に基づき概算交付されておまして、翌年度に精算が行われるものでございます。例年伸び率は多目に見込まれていることから返還金が生じているものでございます。

②の過年度返還金の療養給付費等交付金につきましては、平成28年度の退職者医療に係る療養給付費等交付金について、事業精算に伴い超過額が発生したため、返還金5

30万5,000円を増額するものです。理由は、療養給付費等交付金は社会保険診療報酬支払基金の内示額で概算交付されておりますが、実績が交付額を下回ったため返還金が生じたものです。

(3)の過年度返還金の特定健康診査・保健指導負担金分につきましては、平成28年度特定健康診査・保健指導負担金の国庫、県費について事業精算に伴い超過額が発生したため、国庫、県費の返還金を、それぞれ127万1,000円増額するものです。理由は、事業対象の特定健康診査受診者を2,179人と見込んでおりましたが、実績は1,688人であったため返還金が生じたものでございます。いずれにおきましても、国民健康保険制度におきましては、その性質上、市民の健康身体を守るものであり、年度中途に予算が不足することのないよう見込み、翌年度に精算することが制度上の流れとなっておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については以上です。
委員長(宮原忠行君) ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員(松本 進君) 1点だけお尋ねしておきたいのは、いろんな見込みがあつて、それから誤差が生じたということでしょうけども、最大の理由で、療養給付費の減額ですよ、見込みが減っているわけですから、療養給付費が見込みより減ったということですから、その減った理由は端的に言えば何が大きな原因なんでしょうか。

委員長(宮原忠行君) 市民課長。

市民課長(森重美紀君) 先ほども説明させていただきましたけれども、療養給付費負担金を見込む時に、国の示す伸び率で見込んでおります。昨年度示された伸び率というのが、平成27年度を踏まえての伸び率で、平成27年度は高額薬剤がありまして、C型肝炎等の伸び率がちょっと高目に出ているところもございしますが、例年不足が生じないように伸び率は多目に見込まれているものと考えております。

委員長(宮原忠行君) 中国新聞の山田記者より傍聴の申請がありましたので、これを許可することとしてよろしいですか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(宮原忠行君) それでは、許可します。

松本委員。

委員（松本 進君） 再度確認になるかと思うのですが、今説明があったのは、今回医療給付費の見込みが減ったというのはC型肝炎の薬剤費というのですか、そこが主な理由になったというふうに理解していいのでしょうか。通常は、例えば今まで説明されてきたのは、通常の風邪とかいろんなありますよね、それに備えて一定の交付見込みであると。しかし、風邪なら風邪の流行が思ったよりは医療費が要らなかったよという分で調整ということがあり得るのですが、僕もそうかなと思ったのですが、そうじゃなくてC型肝炎のところは特に薬剤費の医療費が要らなかったというのが主な理由というふうに受けとめていいでしょうか。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 平成27年度は特別伸びたということとはございますが、高額薬剤のことがなくても、例年伸び率は多目に見込まれております。それには、インフルエンザ等の不測の事態に備えるという意味も含まれていると考えています。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） では、インフルエンザも見込みが入ってますよね。だから、例えばこの2、200万円の返還金に関わって、例えばインフルエンザの見込みが主な要因で減額になったのか、そこを確認できればということで質問をしたわけです。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 繰り返しになりますけれども、伸び率は国の方で見込んでおりますので、その詳細な見込みの方法についてはわからないということでございます。

委員長（宮原忠行君） いずれにしても、どこまでも予算ですから、見積もりでございしますので、どうしても事業の性質上、途中でよほどの事情があれば別ですけれども、補正予算を組むような当初予算であっては、市民の生命、健康に重大な危険を及ぼすというようなことになりますので、どうしてもそここのところが出てきます。そして、いずれにしても決算特別委員会もございます。全体の不用額の中で、そうした点でもし質疑をさらに深めたいということであれば、決算特別委員会の方で松本委員の方には是非ともお願いをいたしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参りたいと思います。

議案第50号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、続きまして平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、平成28年度において概算で交付された国庫支出金等を返還するための予算等を計上するものでありまして、補正予算書の33ページにありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,721万9,000円を追加し、総額を33億3,212万6,000円とする内容となっております。

それでは、福祉部の議案等補足説明資料に沿いまして説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

繰越金におきまして、前年度繰越金4,721万9,000円を追加するものであります。

次に、歳出でございます。

基金積立金において、基金積立金、介護給付費準備基金積立金173万1,000円を減額するものであります。諸支出金におきましては、償還金利子及び割引料、償還金4,895万円を追加するものであります。

続きまして、2ページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

一番上段の部分になりますが、1、歳入（1）の繰越金であります。平成28年度介護保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため4,721万9,000円を追加いたします。

続きまして、歳出でございますけれども、中段でございます介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明いたします。

一番下の段の、歳出の（2）介護給付費等に係る国県支出金精算に伴う返還金でございます。返還金の補正につきましては、平成28年度中に実施いたしました各種事業に対し、国や県などから概算交付された補助金や負担金等について精算を行った結果、返還が

必要になったことから予算計上を行うものであります。これに関しまして、この制度であるとかそういった国庫支出金の決定の流れにつきまして、その仕組みにつきまして御説明いたします。

この今年度返還金でございますが、次の要素から発生いたしております。

まず1点目が、市の予算額の算出方法でございます。これにつきましては、市が28年度の予算を決定する際は、平成27年度の実績見込みに対して、翌年度の利用見込みを推計する、あるいは事業計画の伸び率を乗じた等により算出をいたし、予算計上いたしております。

これに対しまして、国の交付額につきましては次のとおり決定されております。27年度の介護給付費の実績見込みに伸び率を乗じて算出いたしております。ただ、この伸び率でございますけれども、各自治体、都道府県に関わらず全国一律の伸び率を掛けて決定をされております。例えば、平成28年度予算、国の予算につきましては、伸び率を全国平均1.0433を乗じて算出を行っております。各自治体は、国が示したこの率、これを乗じた額について一旦交付申請を行っております。したがって、先ほど申しました市の予算額を上回る国の予算が計上されて、さらにそれと同額の交付を申請しております。こういったことから、翌年度精算という方法をとって、結果、例年返還によって対応するという事となっております。可能性としては追加ということもあるのですが、先ほど委員長の方からも御指摘がありましたとおり、住民の皆さんの負担にならないように、あるいは補正予算を組むことのないようにということで返還という方法で対応いたしているという状況でございます。

歳出の内容につきましては、3ページ、今の福祉部の補足説明資料につきまして説明いたします。

3ページ、4ページに返還金内訳でございます、アの介護給付費負担金、そしてイの地域支援事業交付金合わせ、国庫負担分が4,548万円、県負担分が347万円、総額で4,895万円を追加するものであります。

続きまして、2ページの中段でございます、先ほど後回しとさせていただきましたが、介護給付費準備基金積立金について御説明いたします。

ここまで歳入歳出を説明してまいりましたけれども、特別会計予算の補正に当たりまして、歳入歳出の均衡を図るため173万1,000円を減額いたしております。ここで歳入歳出のバランスをとっているという状況でございます。

以上によりまして、冒頭申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,721万9,000円を追加し、総額を33億3,212万6,000円とする内容となっております。

介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今の説明の中で、繰越金が4,700万円余りということがありました。それで聞きたいのは、当初見込んで減っているわけですから、その減った内容の分が聞きたいのは、去年から総合支援事業に訪問サービス、ヘルパーとデイサービスですね、ここの要支援1,2が保険給付から総合支援事業に移行されてます。使いにくいとかいろいろ考えはあるのでしょうかけれども、この減った理由の中に、要支援1,2のホームヘルパー、デイサービス等の影響はどのくらいあるのかと。あれば、その内容、概略を教えてください。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 総合事業につきましては、当方の予算費目が保険給付事業から地域支援事業に移ったというだけでございまして、その事業内容であるとか利用者負担、そして事業所の事業の内容につきましては、平成27年度と28年度において何の変化もございません。したがって、その影響は今回の返還金の補正については、一切影響がないものと考えております。

以上です。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（宮原忠行君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参りたいと思います。

準備よろしいですか。

それでは、議案第43号市道路線の認定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、議案書の11ページをお開きください。

本案は、道路法第8条第2項の規定によりまして、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回認定する路線は、市道粉谷3号線で、起点が新庄町字黒豆2147番6地先から、終点の新庄町字西粉谷2099番2地先までの1路線でございます。

認定する路線の位置につきましては、緑表紙の議案参考資料の8ページをごらんください。

路線の認定につきましては、新庄町の国道432号の大仙バイパス工事が平成27年に完成したことに伴い、旧道となる約518メートルの区間を市道として引き継ぐものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけ確認しておきたいのは、今回提案された市道認定の分で、いろいろ条件があると思うのですが、そこでわかりやすい分の一つ、道路の幅です。幅が4メートル以上というのがあったと思うのですが、今回の場合はそれが条件を満たしているというようなことで理解していいのかどうか。今後、これは関連なのですが、一つの条件としては、幅が市道の場合は4メートルだったと思うのですが、それを満たさないと認定は難しいというふうに理解していいのかどうかをあわせて聞いておきたい。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。その前に、建設課長にお願いをしておきたいのは、国道に代替施設ができて、それから市管理の市道に認定されるその仕組み等についても誤解のないように十二分に説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回認定する路線でございますが、こちらの旧国道432号の県が管理する路線でございます。整備に当たりましては、県の方からこの完成に伴いまして、不用物件となります路線、今まで国道432号として使われていたものを県の方が不

用になるので、市の方で協議の上で、沿線にも住宅等ございまして、その生活道路としても利用されているということで、今回認定を上げさせていただいております。

基準でございしますが、こちらの条件としては4メートル以上舗装がして排水設備があるということで、今回の路線については基準に満たした路線となっております。

現在の市道なのですが、この基準よりも道路幅員等が基準に満たないものもございします。しかしながら、今後認定するに当たっては、認定基準を設けておりますので、その認定基準に合うような形のものを認定しているところでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参りたいと思います。

議案第45号竹原市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、白い表紙の提案議案書17ページをお開きください。

本案は、土地改良法の一部が改正されたことに伴いまして、竹原市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正について引用条項の整理を行うものでございます。

条例を改正する内容につきましては、緑の表紙の参考資料19ページをお開きください。

改正する箇所につきましては、右側の改正前の法第113条の2第3項を、左側の改正後では土地改良法の第113条の2に共有地の取り扱いの項目が追加されたことに伴いまして、条例中の条項を法第113条の3第3項に改定して、引用条項の整理を行うものでございます。また、今回の道路改良法の改正の目的でございしますが、土地の利用集積の促進など、事業を円滑に実施するため改正されるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

す。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございます。

それでは、これから自由討議に入りたいと思います。暫時休憩します。

委員外議員，執行部は退室をお願いします。

午前10時18分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたしますが、部長には休憩前に退室をいただく時に外で待機をしていただくようお願いをしていたはずであります。以後、委員長の指示に従わないような行為のないように、厳重に抗議を申し入れておきたいと思っております。

それでは、会議を再開します。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、第1回はこの程度にとどめ、第2回は9月15日金曜日の10時から会議を再開することとし、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さんでした。ありがとうございます。

午前10時25分 延会